㈡　保育所等訪問支援を利用することができる者として乳児院等に入所する障害児を加えることとした。（第六条の二の二第六項関係）

㈢　厚生労働大臣は、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定め、市町村及び都道府県は、当該指針に即して、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画を定めるものとし、当該計画は障害福祉計画と一体のものとして作成することができることとした。（第三三条の一九～第三三条の二五関係）

㈣　特定の障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の指定について、都道府県が定める区域における支援の量が㈢の都道府県の計画で定める必要な量に達しているとき等は、都道府県知事は、指定申請について指定をしないことができることとした。（第二一条の五の一五第二項及び第五項並びに第二四条の九第一項及び第二項関係）

㈤　地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉等の支援を受けられるよう、これらの支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならないこととした。（第五六条の六第二項関係）

2　サービスの質の向上を図るための環境の整備として、一の2の㈠、㈡及び㈣と同様の改正を行うこととした。

三　施行期日等

1　検討

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。

2　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇確定拠出年金法等の一部を改正する法律（法律第六六号）（厚生労働省）

一　確定拠出年金法の一部改正関係

1　簡易企業型年金に関する事項

厚生年金適用事業所の事業主が、当該事業所に使用される厚生年金保険法に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）又は第四号厚生年金被保険者の数が一〇〇人以下であること等の要件に適合する企業型確定拠出年金（以下「簡易企業型年金」という。）に係る規約の承認を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、企業型確定拠出年金（以下「企業型年金」という。）を実施しようとするときに提出が必要な書類のうち一部の添付を省略することができることとした。（第三条第五項関係）

2　個人型年金加入者への事業主の掛金の追加拠出に関する事項

中小事業主（企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であってその使用する第一号厚生年金被保険者の数が一〇〇人以下のものをいう。）は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者が個人型確定拠出年金（以下「個人型年金」という。）に掛金を拠出するときは、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、政令で定めるところにより、年一回以上、定期的に、掛金を拠出することができることとした。（第六八条の二関係）

3　掛金拠出に関する事項

企業型年金を実施する事業主又は個人型年金加入者は、年一回以上、定期的に掛金を拠出することとした。（第一九条第一項及び第六八条第一項関係）

4　個人型年金加入者に関する事項

国民年金法に規定する第一号被保険者（保険料免除者を除く。）、六〇歳未満の厚生年金保険の被保険者（企業型年金加入者その他政令で定める者を除く。）及び同法に規定する第三号被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、国民年金基金連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができることとした。（第六二条第一項関係）

5　資産の移換に関する事項

㈠　確定給付企業年金への移換

企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該者の申出により、当該個人別管理資産を確定給付企業年金に移換することができることとした。（第五四条の四及び第七四条の四関係）

㈡　独立行政法人勤労者退職金共済機構への移換

企業型年金を実施する事業所に使用される企業型年金加入者が、当該事業所の合併等により、企業型年金の企業型年金加入者たる資格を喪失した場合であって、当該合併等に係る事業主が、当該合併等により企業型年金加入者の資格を喪失した者を被共済者として退職金共済契約を締結するときは、当該事業主は、当該企業型年金加入者であった者の同意を得て、独立行政法人勤労者退職金共済機構への当該同意を得た者の個人別管理資産の移換を申し出ることができることとした。（第五四条の五関係）

6　確定拠出年金の運用に関する事項

㈠　事業主の責務に関する事項

事業主は、企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者（以下「企業型年金加入者等」という。）に対し、これらの者が行う運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならないこととした。（第二二条第一項関係）

㈡　運用の方法の選定及び提示等に関する事項

(1)　企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。）は、運用の方法のうちから政令で定める数以下で、かつ、三以上（簡易企業型年金の場合にあっては、二以上）のものを選定し、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならないこととした。（第二三条第一項関係）

(2)　(1)による運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないことその他政令で定める基準に従って行われなければならないこととした。（第二三条第二項関係）

(3)　企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、(1)により提示する運用の方法のほか、対象運用方法のうちから一の運用の方法（以下「指定運用方法」という。）を選定し、企業型年金加入者に提示することができることとした。（第二三条の二第一項関係）

(4)　(3)による運用の方法の選定は、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければならないこととした。（第二三条の二第二項関係）

(5)　企業型運用関連運営管理機関等が、(3)により指定運用方法を選定し、提示した場合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定運用方法に関する利益の見込み及び損失の可能性等に係る情報を企業型年金加入者に提供しなければならないこととした。（第二四条の二関係）

(6)　企業型運用関連運営管理機関等が、(3)により指定運用方法を選定し、提示した場合であって、企業型年金加入者がその資格を取得した後、最初に掛金の納付が行われた日から起算して三月以上で企業